

【議事概要】平成30年度第1回大阪府薬事審議会

医療機器安全対策推進部会ワーキンググループ

日 時：平成 30 年 8 月 24 日 金曜日

午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場 所：大阪府新別館北館 1 階

会議室兼防災活動スペース 4

1. 開会

【事務局】

- ・ 薬務課では、医薬品と並び医薬品医療機器等法の規制を受けている医療機器について、その安全で適正な使用を推進するため、大阪府薬事審議会医療機器安全対策推進部会としての取組で、関係の皆様のご意見を伺いながら課題に取り組んでいるところ。
- ・ 昨年度は、在宅医療で患者が使用する医療機器や医療材料について、今後、在宅に関わる薬局薬剤師の方々にも少し目を向けてもらえるように、在宅医療機器に関する薬局薬剤師の役割と関係者との連携について整理した。
- ・ 部会の今年度の検討テーマは、「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法の検討」としている。
- ・ 流通しているコンタクトレンズは、視力補正用のコンタクトレンズだけでなく、量販店ではおしゃれ用カラーコンタクトが販売されており、若者の使用が増える中、コンタクトレンズによる目のトラブルが未だ多く発生している状況。
- ・ 医療機器の多くは医療関係者が使用するため、安全な使用に関する情報提供等は医療関係者が中心になる。しかし、コンタクトレンズは一般消費者が選択して購入し、使用するという特徴があるため、購入者・使用者における安全使用の意識づけが非常に重要になってくる。
- ・ はじめてコンタクトレンズを使用する子どもたちに、コンタクトレンズを安全に使用するための方法をどう周知していくのか、本日はワーキンググループ委員の幅広い見地から、忌憚のないご意見をいただき、取りまとめていきたいと考えている。

【事務局】

- ・ 委員紹介
- ・ 委員長は「大阪府薬事審議会部会設置規程第7条」により一般社団法人大阪府眼科医学会理事の宮本裕子氏とする。

2. 議題

(1) 平成 30 年度医療機器安全対策推進部会の活動について

【事務局】

- ・ 医療機器安全対策推進部会は、医療機器の適正使用を推進し、その安全性を確保す

るための施策について審議するため、薬事審議会のもとに設置されており、大阪府の取組としては、平成17年度からその時々応じたテーマについて検討を行っている。

- ・ 本年6月7日木曜日に、プリムローズ大阪2階の羽衣東の間に於いて、平成30年度第1回の部会が開催された。
- ・ 全委員にご出席いただき、オブザーバーとして大阪大学大学院医学系研究科神経内科学の望月教授、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課武内医療機器情報専門官にもご出席をいただいた。
- ・ 部会では、議題1として、平成30年度の事業内容及びスケジュールについて議論し、事業内容は、「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法について」検討することに決定した。
- ・ 議論の中で、部会委員より、啓発にあたっては、コンタクトレンズの使用状況について、小・中学生の使用や眼障がい現状がどうなっているのか背景を知ることが重要であり、アンケート調査を実施する等の検討が必要との意見をいただいた。
- ・ 具体的な作業は、ワーキンググループを設置して行うこととなった。
- ・ なお、部会では、昨年度の部会活動で取りまとめた「在宅医療機器の安全対策にかかる薬局薬剤師の役割と関係者との連携について」の周知活動に関して議題2として報告した。
- ・ 今回取組むコンタクトレンズの啓発についても、今年度に啓発資料や方法を整理し、次年度以降に周知したいと考えている。
- ・ 今年度の部会の全体のスケジュールとしては、平成30年6月7日木曜日に第1回医療機器安全対策推進部会を開催し、今年度部会で取組む内容について議論の結果、コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法について検討すること、具体的な作業はワーキンググループで行うことが決定され、本日、8月24日金曜日、第1回ワーキンググループ並びに10月中旬ごろに開催する予定の第2回ワーキンググループにおいて、啓発冊子の具体的な掲載情報や形、周知・活用方法等について、各委員からご意見をいただくこととする。
- ・ その後、12月上旬に予定している第2回部会において、ワーキンググループで作成した啓発冊子案とその周知方法について、部会として確定し、年明けの平成31年1月開催予定の薬事審議会本体で、中田部会長よりご報告いただく予定とする。
- ・ かなりタイトなスケジュールとなるため、本来であればワーキンググループも委員の皆様が集まっていただいて複数回開催すべきところだが、事務局において、個別に各委員とやり取りをさせていただき、会議の合間にも、案の取りまとめを行わせていただきたいと考えている。

(2) コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法の検討についてのうち、「啓発を実施するにあたっての背景等の把握について」

【事務局】

- ・ ワーキンググループでは、部会の指示事項である「学校現場でのコンタクトレンズの使用状況や購入方法などの現状の把握について」を整理すること、小・中学生への効率的な周知方法について検討すること、具体的な啓発冊子を作成すること、以上の3つの課題について、ご意見やご審議をいただきたいと考えている。
- ・ 課題の1つ目として、学校現場でのコンタクトレンズの使用状況や購入方法の現状を確認して、次回の部会で報告する必要がある。
- ・ このことについて、既存の情報の有無や学校現場への調査の可能性を宮本委員長、教育庁にご相談させていただいたところ、学校現場では、教師や子どもたちの負担軽減が進められており、新規で調査を行うことは難しいというご意見で、公益社団法人日本眼科医会が学校現場で定期的に行っている調査資料があるということをお教えいただいた。
- ・ 日本眼科医会が会員向けに刊行する「日本の眼科 88 2号 (2017)」掲載の「平成27年度学校現場でのコンタクトレンズ使用状況調査」を紹介。
- ・ この調査は、日本眼科医会が全国の小・中・高校生を対象にコンタクトレンズの使用状況の全国調査を、2000年から3年ごとに行っているもの。
- ・ 今年度が最新の調査年度に当たるため、結果について公表されているのは、2015年(平成27年)まで。
- ・ 調査対象は、平成27年度では、全国47都道府県の小学校・中学校・高等学校からそれぞれ選出され、小学校 56校 30,402名、中学校 55校 25,174名、高等学校 57校 44,663名で、大阪府はそれぞれ2校含まれている。
- ・ コンタクトレンズの使用状況については、平成27年度の状況として、小学生約3万人の0.2パーセント(63名)、中学生約2万5千人の8パーセント(2,008名)、高校生約4万5千人の27パーセント(12,075名)で、2000年から3年ごとに調査された経時的な変化では、小学生では調査ごとにほとんど変化はないが、中学生では、調査ごとに増加している。
- ・ 2015年の学年別の使用割合をみると小学校低学年ではほとんど使用されていないが、高学年になると少しずつ使い始め、中学1年になると一気に増え、その後、学年を追うごとに増えている状況がわかる。
- ・ 中学生のコンタクトレンズ使用開始時期については、中1が最も多く、小6も2012年に比べて増加しており、小学校高学年から中学1年生において、使用を開始する割合が多い。コンタクトレンズを使用する理由としては、「スポーツをするから」が最も多い回答であった。
- ・ 眼科の定期検査を受診しているかどうかを調査した結果では、定期的に眼科受診し

ていると答えた中学生は、**6割以上**いるものの、調査ごとに少しずつ減少しており、また、受診していないと答える中学生が徐々に増えている傾向もみられる。

- ・ 定期受診の状況に関連し、コンタクトレンズの入手方法、入手場所についての調査では、小学生 **63**名、中学生 **1,977**名（高校生 **12,012**名）のうち、小学生は**8割**以上、中学生は**6割**程度が、病院・眼科診療所・隣接販売店でコンタクトレンズを購入しているものの、調査ごとに医療機関等での購入が減少しており、一方で、インターネット・通信販売での購入が増加している。
- ・ この2つの調査結果から、定期検査の受診が下がる傾向、病院・眼科診療所での購入が下がる傾向がみられ、一方では、受診なしの増加とインターネット・通信販売での購入の増加の傾向がみられた。
- ・ 目の異常があるかどうか、また、目の異常時の対処についての中学生の調査結果では、「異常なし」と答えている学生は年々増加しているが、一方で、目の異常時でも「眼科を受診した」と答えた割合は**50**パーセントで、半数は受診していない状況であった。
- ・ 目の異常時に眼科を受診した中学生の中で、特に診断が多かった病名は、アレルギー性結膜炎、角膜のキズであった。
- ・ 視力補正用のコンタクトレンズと異なり、カラーコンタクトレンズはおしゃれ目的で使用されるものもある。
- ・ カラーコンタクトレンズに関する調査について、中学校に調査した結果、回答のあった中学生 **1,966**名のうち、カラーコンタクトレンズを使用したことがあると答えた学生は、**2015**年で、**12.7**パーセントで、調査を行うごとに使用経験のある割合が増えており、中学生の関心が高まっていることがわかる。
- ・ カラーコンタクトレンズの購入・入手場所の調査結果では、視力補正用のコンタクトレンズに比べ、インターネット・通信販売、雑貨店・化粧品店・コンタクトレンズショップでの購入が多い結果となっている。
- ・ まとめると、コンタクトレンズ使用開始時期は低年齢化の傾向がみられること、中学生で、定期検査を受けている割合は減少の傾向にあり、受けていない割合は増加の傾向にあること、コンタクトレンズの入手先としては、インターネット・通信販売や雑貨店等での購入が増加していることや、目の異常がないと回答する中学生は増加しているものの、目に異常を感じても眼科を受診する割合は半数しかなく、眼障がいに対する危険性の認識が薄いと考えられることがわかった。なお、目の異常では、アレルギー性結膜炎や角膜のキズが多くみられる。
- ・ また、中学生のカラーコンタクトレンズの使用経験については増加の傾向にあり、子どもたちの関心が高まっており、入手先としては、主にはインターネット、雑貨店等での購入である。
- ・ 日本眼科医会のこの調査結果を整理し、学校現場でのコンタクトレンズの使用状況や購入方法などの現状として、部会に報告したいと考えている。

《意見交換》

【事務局】

- ・ 部会の指示事項である「学校現場でのコンタクトレンズの使用状況や購入方法などの現状の把握について」、どういったことが背景にあるのか調査・検討した結果を部会に報告する必要があるが、こういった既存のデータがあるため、委員の先生方にご賛同いただけるのであればこちらの資料を背景として部会に報告したいと考えている。
- ・ 部会に報告する内容として、今回の調査結果を用いることの是非や、事務局から紹介した項目以外に、部会に報告すべき内容がないか等について、ご意見いただきたい。

【谷澤委員】

小学生、中学生はコンタクトレンズを使用している割合が少ないが、これが高校生、大学生、社会人となっていくにつれて、どんどん増えていくわけですね。しっかり児童生徒に対して、教育をやらないといけないと思います。

この調査結果を見ると、小学生は非常にコンタクトレンズの使用が少ない。また、ほとんどが眼科で対応しての使用ではありますが、興味はとてもあると思うんですね。

大阪では、学校薬剤師が自分の担当校で、「くすりの正しい使い方講座」を実施しており、大阪市では、完全 **100** パーセント実施しておりますけれども、そのときに、子どもたちにアンケートで「今日聞いた話を家に帰って家族の人に話しますか？」という問いかけをすると毎回約 **85** パーセントが、「する」と回答してくれる。

子どもたちは学校の先生に聞くよりも、普段接していない人が学校に来て、専門的な話をするとは非常に興味を持って聞いてくれます。子どもたちが家に帰って家族に話をするためには、子どもたちにしっかりと理解してもらわないといけない。そういう点からも、学校薬剤師が、「くすりの正しい使い方講座」をやらせてもらうのは非常に効果がある。

また、中学校・高等学校においては薬物乱用の防止についても啓発活動をしているので、学校薬剤師が学校現場講義に行くことが非常に多くなっています。その機会の中へ、是非コンタクトの話盛り込んでやっていきたいと思っています。

もちろん、学校現場でのことですので、学校医、特に眼科校医の方と連携を取りながら決めていかないといけないと思っています。

それから、学校には学校保健会があり、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が参加をしておりますので、その活動の中のテーマとして取上げてみたら、非常にいいではないかと思っています。

また、今年度、関西医薬品協会が学校現場での点眼薬のさし方についての啓発資料を作成され、提供いただきまして、最近、各学校薬剤師に配付したところです。関西医薬品協会にも、目薬でのトラブル・問合せが多くあるとのことで、子どもの頃からしっかり啓発して欲しいということでした。本日、持参はしていませんが、二枚ものになった、貼って啓発することもできる形状のものです。

こういったものと併せて、学校薬剤師のほうで啓発できればと思います。

【宮本委員長】

貴重なご意見、ありがとうございました。配布方法や、それをどうやって利用していくのかは、後の議題でも出てきますので、改めてさらにご意見をいただきたいと思います。

【事務局】

では、部会に報告する項目としては、この調査資料から事務局が抜粋し、提案した項目で同意ということによろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

(2) コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法の検討についてのうち、「効果的な啓発冊子の作成とその周知方法について」

【事務局】

- ・ 啓発対象となる児童・生徒数について、具体的な数値として、府内の小学校、中学校のデータを、大阪府総務部統計課が公表している「大阪の学校統計」の平成**30**年速報と平成**29**年確報の数値を参考に説明する。
- ・ 学校数は、平成**30**年速報で、小学校**1,004**校、中学校**525**校、合計**1,529**校。
- ・ 学級数(クラス)は、小学校**18,733**学級、中学校**8,007**学級、合計**26,740**学級。
- ・ 児童・生徒数は、小学校**438,974**人、中学校**225,305**人、合計**664,279**人となっている。
- ・ 啓発を行う小学生は5・6学年を対象と考えているが、平成**30**年の速報ではまだ学年別の統計値が出ていないため、平成**29**年の確報の4・5学年の人数を参考として準用することとすると、児童数は、4学年**74,586**人、5学年**74,563**人、また平成**30**年速報値の中学生の人数、**225,305**人を加えると、合計で**37**万人を超える人数となり、啓発冊子を作って、対象とする小学5・6年生、中学生全学年の全員に配布するのは、相当数となり、現実的ではない状況。
- ・ そこで、作成した啓発冊子の配布方法や配布先、それに対応した周知方法を検討し、また、冊子そのものだけではなく、利活用の方法についても検討したいと考えている。
- ・ 事務局からは、3つの方法について提案する。
- ・ 啓発冊子の配布方法については、学校単位や、学年・クラス単位などとし、ただし、作成部数の都合上、配布先は限定されるので、例えば、「モデル校実施」などが必要なのではないか。

学校単位の場合であれば、保健室の養護教諭や、保健主事に配付してはどうか。

学年・クラス単位の場合、保健教育や、谷澤先生におっしゃっていただいた「くすりの正しい使い方講座」等を実施する学年やクラスを選定し、対象とする児童生徒へ

配付してはどうか。

- 次に、冊子内容を素材として使用してもらう方法を検討できないか。
例えば、学校で配られる「保健だより」、大阪市学校保健会が発行されている「保健タイムス」などの既存の広報媒体の活用ができないか。
また、そういった既存の広報媒体で活用し易いように、例えばシリーズ掲載し易いようなものとしてはどうか。
こういった場合、実施主体に知ってもらうための広報をどうすればよいか、あるいは、提供の方法は、フリー活用してもらえるように、素材データをホームページに掲載してはどうかなどを考えている。
- また、啓発冊子を使って教育する側、養護教諭や学校薬剤師などに、コンタクトレンズの適正使用の啓発の意義や重要性、効果的な使い方などを知ってもらうために副教材を用意することや、講習の場を設ける必要もあるのではないか。
養護教諭や、学校薬剤師などが定期的集まる場があるのであれば、そういった機会を捉えてはどうか。
- 事務局として参加いただいている、教育庁に学校現場を啓発に活用することについて、養護教諭の先生方が活動の中でどのようにご協力いただけるかを検討するため、保健教育や健康教育、また、学校保健会のことについてご説明をしていただき、その内容も踏まえて委員から意見をいただきたい。

【事務局（教育庁）】

本日お配りさせていただいております、大阪府教育庁教育振興室保健体育課と判子を押しさせていただいております資料1、2、3をご覧くださいながら説明をお聞きください。

まず、保健教育を説明させていただく前に、学校保健の概念からご説明させていただきます。

学校において、学校保健といった概念で活動を進めていただいているんですけども、この学校保健というものは、「保健教育」と「保健管理」というもので構成されております。この「保健教育活動」と「保健管理活動」を行うにあたって必要な「組織活動」を含め、「保健教育」、「保健管理」、「組織活動」の3つで学校保健は構成されております。

学校保健というものは基本的にはこういった組織活動を通して、子どもたちの健康の保持増進を図り、学校教育の目標の達成に寄与することを目的として行われている活動になります。

今回作成されていかれます啓発資料、リーフレット等の活用の方ということで、「保健教育」についてご説明させていただきたいと思いますが、資料の、学校保健概念図の上部に書かれてありますが、学校で行われる「保健教育」というものは、子どもたちの「心身の健康の保持増進に関する教育」全てについて、指しているものです。

「保健教育」について、中央教育審議会の答申より抜粋した、「心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ図」をつけさせていただいております。

「保健教育」とは、「心身の健康の保持増進に関する教育である」と捉えていただければと思いますが、この図に書かれていますように、縦軸、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と発達の段階的に、そして横軸で、道徳、特別活動、体育、保健体育、総合的な学習の時間、その他関連する教科、個別指導といったところで、関連付けながら行われる教育だということです。

また、「保健教育」、「健康教育」という文言が使われますが、基本的にはどちらも同じ概念のものであると捉えていただければと思います。法律として記載されている言葉は「保健教育」が使われておりますので、学校現場では「保健教育」という言葉が使われることが多いかなと思います。

ただ、文部科学省のほうでも、「健康教育」、「保健教育」は、二つの文言を織り交ぜながら使われておりますので、どちらも同じ概念であると捉えていただければと思います。

啓発資料の活用のお場ですけども、例えば養護教諭が行う「個別指導」、図の右端に記載のあります点線で囲まれている「個別指導」のところ、コンタクトレンズを使用している、又は、これから使用しようとしている子どもたちが保健室に来て、コンタクトレンズを使っていることによるトラブルや、「今後、使おうと思っているんだけど…」といった相談を持ちかけられた際の対応として、養護教諭がこういった啓発資料を持っていれば、それをもとに、子どもたちに個別指導ということで活用するができ、とても有意義な啓発資料になると考えます。

それ以外でも、先ほど「くすりの正しい使い方講座」について谷澤委員からご説明いただきましたが、特別活動における、外部の専門的な知識を持った講師の先生方に来ていただいて行われる授業とか、総合的な学習の時間で使っていたり、あるいは、個別指導の中に入りますが、学校において、懇談ということで、夏休みなどの休み前に学級の担任先生が保護者と子どもたちと面談という形でお話をされる機会があるんですけども、そういった場面で、子どもたちの日々の健康観察などから捉えた、目の状態などをもとに「最近コンタクトレンズを使われていますけれども、目が赤いであったりとかの、トラブルをよく言ってきてますので、こういった資料を使って、お家の方でよく話をさせていただいてはどうですか」、というような形で、担任の先生から保護者と子どもたちに、直接資料を提示しながらに指導を行うといったこともできるかと思います。

また、集団に対する指導といったところでは、小学校の体育や、中学校、高校の保健体育などの保健の領域分野で使っていただくこともできるのではないかと思います。

基本的には、コンタクトレンズをこれから使用するお子さんであったり、今使用していてトラブルを抱えているお子さんに、できれば持って帰っていただいてもお家でも読んでもらうことが効果的だと思いますが、先ほど配布すべき対象が多く、印刷することもなかなか大変だという話もあったので、保健室にいくつかの部数を置いていただ

いて、必要な子どもに配って、「お家でも読んでくださいね」というような使い方や、懇談の場で持って帰っていただいて、保護者にも直接、担任から伝えて見ていただくというような使い方が有効的だと思います。

例えば、基本的には1クラス約 **40** 名の子どもたちがいますので、学校に **45** 部配付して、その授業の時だけ児童に資料として配付し、授業が終わった後に回収するといった方法もあるとは思いますが、やはり、できればお家に持って帰っていただいて、お家の人と一緒に見ていただくのが効果的だと思います。

啓発の仕方というところでは、学校現場では、このような仕方ができるのではないかと思います。

また次に、啓発を行う前に、このような有効的な啓発資料があることを学校現場の方に知ってもらうことが重要になってくるかと思いますが、学校保健会という組織がありまして、大阪府には「大阪府学校保健会」というものがございます。

組織図としては資料3をご覧ください。

日本学校保健会の下部組織として大阪府学校保健会があり、その中に府の保健主事部会、府の養護教諭部会、府の学校医部会、府の学校歯科医部会、府の学校薬剤師部会があります。

保健主事部会や養護教諭部会といったところは、定期的に各市町村の代表の先生方が集まって、会議を開く場がありますので、そういった場で、各市町村の代表の先生方にこういった啓発資料があることを周知させていただくことはできると思います。

まずは現場の先生に、「こういった素晴らしいものがありますよ」ということを周知することはできると思います。

それ以外では、保健体育課主催の研修会や各市町村の学校保健を担当する指導主事の集まる場というのもありますので、そういった場で啓発資料の周知ができると思います。

ただ、啓発にあたっての事前講習や資料を説明する時間があるかといいますと、これらの会議は既に議題が全て決まっておりますので、講習をするほどの時間があるかという、難しいと考えます。

【事務局】

ありがとうございます。

各市町村代表ということですが、学校保健会組織の資料の中に、「各郡市学校保健会」とありますが、31市2町3郡というのが全体の学校保健会の集まりになるのでしょうか。

【事務局（教育庁）】

そうです。府の養護教諭部会は、31市2町3郡の養護教諭の代表の方に加えて、府立高等学校保健会の養護教諭部会の代表の方、私立学校保健会の養護教諭部会の代表の方が集まる会議になります。

【事務局】

ただ、その会議では既に議題が決まっています、時間を取るのには難しいですが。情報提供程度は可能ということですね。

【事務局（教育庁）】

そうです。保健体育課の方から情報提供をさせていただく時間はいただいていますので、その場を借りて、その時間に、**50** 人程度の数になりますが、資料がいただけるのであれば、お配りして、「こういった資料があります」とか、「ホームページに載っていますので、そちらを参考にしてください」というようなお知らせの仕方是可以すると思っています。

【事務局】

ありがとうございました。事務局からは以上です。

《意見交換》

【宮本委員長】

学校現場の実情もお話しいただいたところで、先ほどのいくつかの提案について、またそれ以外の提案についても、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

【事務局】

谷澤委員からお話いただいた件で、啓発資料を「くすりの正しい使い方講座」の場で活用いただける、とのことでしたが、現在、「くすりの正しい使い方講座」というのはどういう時間でどういう風なスケジュールでされているのでしょうか。ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【谷澤委員】

「くすりの正しい使い方講座」、これは、基本的には小学校 **6** 年生、学校によっては **5** 年生にやっている場合もありますけれども、特別活動の時間をいただいて実施しています。

大阪市の場合は、大阪市の薬務担当がこれを一生懸命やるということで、教育委員会の方に相当働きかけをしました。特に校長会などでしっかり理解を得て、まず初めにモデル実施として **14** 校、次の年はその倍の数、**3** 年目からは基本的に全校実施となりました。現在では、計画としては **100** パーセント、インフルエンザの流行で学校行事ができなくなるというようなことがあったりもしましたが、ほぼ **100** パーセント、担当学校薬剤師が担当校で実施しています。

時間としては **1** コマ、**45** 分から **50** 分です。基本ベースの資料を作っており、大阪市の薬務担当からそのパワーポイントの資料の冊子を必要部数作っていただきまして、先に配るのではなく、講義をした後に子どもたちに冊子を配って参考にしようというやり方をしています。

モデル事業をスタートしてからちょうど **10** 年になりますが、小学校での講座というの

は、大阪市では定着しています。

他の地域でも、できる薬剤師がやっているケースはあるんですけども、大阪市では、本当に **100** パーセント、担当校で担当学校薬剤師がやっています。最初の頃は、担当薬剤師がパワーポイントを使えないといったようなこともありました、いろいろ克服しながらやってきました。

教育庁からご説明がありましたが、学校の中からすると、今コンタクトレンズを使っているお子さんに対してのケアということで、養護の先生などによる個別対応が主になってくると思うのですが、我々がやるのは、使っていない方、今後コンタクトレンズを使っていく方へ、「コンタクトレンズとはこういうものですよ」、「ここは注意しましょうね」というような啓発をするわけで、そこが大事だと思います。

「くすりの正しい使い方講座」を我々もずっとやってきましたが、子どもたちは、まだまだ自分が直接お薬を飲むタイミングは少ないわけですけども、小さいときから教育するということが大事だということを非常によく感じます。

冊子については、数を作って配るというよりも、ホームページからダウンロードできるようにするとか、学校現場や学校薬剤師が利用できるようなパワーポイントのような資料を用意していただける方がありがたいです。

【事務局】

啓発資料の使い方としては、冊子を主に考えていましたが、パワーポイントにして、それを実際に流しながら説明するというのも効果的だということですね。

【谷澤委員】

そうです。大阪市の「くすりの正しい使い方講座」で使用している資料は、子どもたちとのQA方式になっています。「これについてどう思いますか」と聞いて、子どもたちに答えてもらうというような形で、非常に盛り上がる構成になっていますね。

【事務局】

子どもたちが参加して、子どもたちも発言できるようにという形ですね。やはりその方が、意識が向くんですね。

【谷澤委員】

ただ聞くだけよりいい。

【事務局】

「くすりの正しい使い方講座」は年間どれくらいあるんでしょうか。

【谷澤委員】

1回です。1校につき、1コマ。

【事務局】

各学校に、担当の学校薬剤師がいて、それぞれが各担当校で1コマ必ず実施していただいているんですね。

【谷澤委員】

行う時期によって学校薬剤師が内容をアレンジしながら行っています。

【事務局】

先ほどお話いただいた関西医薬品協会の作成した点眼薬に関する資料については、「くすりの正しい使い方講座」の中の一つの教材としてお使いになられる予定ですか。

【谷澤委員】

そうですね。関西医薬品協会の方も、お薬教室をやっているということを知られて、その中でご活用くださいということで提供いただいたものです。場合によっては、学校に掲示することができる形状のものです。

【事務局】

では、そういった場で、今回のコンタクトレンズの啓発も一緒にやっていただくことはできなくはないということですね。

【事務局】

「くすりの正しい使い方講座」というのは、大阪市も関わって、基本的な説明内容は決めているのでしょうか。

【谷澤委員】

大阪市薬務担当、大阪府薬剤師会と大阪市学校薬剤師会の三者で協議しながら進めています。実際に行うのは、大阪市学校薬剤師会です。

【事務局】

テーマについては、「今年はこれをやりましょう」、「来年はこれをやりましょう」というような変化はあるんですか？

【谷澤委員】

毎年、聞く子どもたちは変わっていきますので、基本内容は同じですが、ボリュームがありますので、学校薬剤師が取捨選択して講義をしています。

これまで10年間やってきましたので、今の時代に合わせて教育内容の見直しを行っている最中です。例えば、今の児童・生徒は、(助成制度があるため)医療費がかからない方が多いので、病院にかかることが多い。では、処方せんをもらったらどうするかとか、逆に、セルフケアやセルフメディケーションについてどう伝えていくかなど、もう少し考えていかなければいけないなと思っています。今回の議題であるコンタクトレンズについては、セルフケアに繋がっていく話で、非常にタイムリーな話題だと感じます。

【事務局】

教育庁にお伺いしたいのですが、学校現場で、コンタクトレンズを使用している子どもたちの把握はできてるのでしょうか。

おそらく毎年、目の検診などを学校医がされてると思うので、その際にコンタクトレンズを使っている、使っていないというのを把握されてるのかな、という気はするのですが。

【事務局（教育庁）】

視力測定が毎年ありますので、視力矯正用の医療用コンタクトレンズでしたら、そこで把握できます。ですが、美容目的のコンタクトレンズを使用しているかどうかについては、養護教諭は感覚的には把握されてると思うのですが、正確な数値までは把握できていないと思います。カラーコンタクトレンズする子が増えてきたな、といった感覚的な把握はされてると思います。

【事務局】

宮本先生、どうでしょうか。

【宮本委員長】

小学校でしか校医をやってませんので、中学校の状況はわかりませんが、学校の検診では、カラーコンタクトレンズをしているかはすぐにわかりますが、透明なソフトのコンタクトレンズの場合は、パッと見ただけではわかりにくいです。

ハードであればわかりますが、ソフトの場合は肉眼で見ただけではちょっとわかりにくいので、気づかない時もあるんじゃないかなと思います。

エッジ（縁）が判れば気づくときもあるかな、という感じです。

【事務局】

検診の時に、コンタクトレンズをはめているかどうかというのは事前に聞いたりはあるんですか。

【宮本委員長】

検診の場では聞かないと思います。視力測定の段階でチェックされているのではないかと思います。

【事務局】

コンタクトレンズを入れていたら、わざわざ外してまでは、裸眼の視力測定はしないんでしょうか。

【宮本委員長】

そうですね。学校検診の結果表に、矯正値しか書いておらず、裸眼の数値の欄は空白ということはありますので。

普段はコンタクトレンズを使っているけれど、検診の時には眼鏡で行って、眼鏡で測ったという場合もありますので、診療所に来て診察する際は、検診の時はコンタクトレンズをしていたのか、眼鏡をしていたのかは子どもたちに聞きますが、学校検診に行った時に、見て、コンタクトレンズをはめているかどうか、というのはわかりにくいですね。カラーコンタクトレンズはわかるかな、と思いますけど。

【事務局】

小学校の視力測定で、カラーコンタクトレンズをしたまま、視力測定するようなお子さんもいるんでしょうか。

【宮本先生】

小学校ではカラーコンタクトレンズは見たことがないですが、中学校ではあるかもしれないですね。カラーコンタクトレンズでも度数ではなくて、度数が入っているものもありますので、カラーコンタクトレンズを使って視力矯正しているという事はありえます。

【事務局】

伊貝先生にお伺いしたいのですが、業界としてカラーコンタクトレンズやコンタクトレンズの使用が低年齢化しているというような印象は受けていますか。

【伊貝委員】

低年齢化はしていると思います。

【事務局】

例えば、子どもたちが使う時というのは、必ず親も一緒に行って、親も「コンタクトレンズにしたらどう」と薦める感じで購入されているのでしょうか。

【伊貝委員】

眼科医さんや販売店に行くのであれば、親が一緒に行って購入するという感じになると思います。

あくまで例としてですが、兄弟で、下の子が使い始める場合には、上の子で使用方法がわかっているならば、インターネット等で買ってしまうという現状も実際にはあると思います。

本来は、どれくらいかという目のデータがあって、ちゃんと目に合っているものを選ぶというのが正しい使用方法ですが、実態としてそうでないこともあると思います。

【事務局】

視力補正用コンタクトレンズですと、購入しようと思うと、目のカーブや大きさといったデータを入れないと、インターネットでも購入できないはずですよ。

【伊貝委員】

そのはずなんですけど…。

【宮本委員長】

眼科に度数だけ教えて欲しいと言って来られる方も多いです。

皆さん勘違いをされていますが、クリアコンタクトレンズ買うにしても、カラーコンタクトレンズを買うにしても、ただ、度数だけ一緒では全然ダメで、ベースカーブやサイズによってフィッティングが全然違います。

度数だけわかれば、すべて一緒だと思っていますが、特に、カラーレンズは非常にタイトなので、様々な眼障がいも起こっています。

ちゃんと眼科で診てもらった上での購入が必要だと思います。

また、カラーコンタクトレンズに関しては、親の年代がカラーコンタクトレンズを使っていますので、抵抗がなくなっていますよね。

【伊貝委員】

結構安易に買われる方がいらっしゃるのではないかと思います。

また、ソフトコンタクトレンズで言いますと、基本的にカーブがメーカーによって固定されているものが多いので、眼科医の先生方で、ちゃんと、「この子にはこういうカーブのものを」と選ばれるのが本来の形だと思うんですけど、実際は、ソフトコンタクトレンズだと形状がやわらかいので、はめられなくはなくて、使えてしまうという実態があるんですよ。

【事務局】

購入する側としては、「度が合えばいいんだ」という感覚しか持っていないということですが、実際には、度数以外にもベースカーブなどの情報もきちんとないと、自分に合ったコンタクトレンズは入れられないんだということをしっかり伝えていけば、まずは医療機関を受診をして、情報を調べてもらってから購入するというところに繋がっていくということですね。

【伊貝委員】

先ほどの「くすりの正しい使い方講座」について。

業界側としては、日本コンタクトレンズ協会のホームページにリーフレット等の資料を掲載するなどして学校へも啓発をしたりしてるんですが、あくまでも販売店側からという位置づけなので、使用者側からみた学校教育のやり方は、非常に良いと思います。

【事務局】

日本コンタクトレンズ協会が作成された資料を使っての啓発活動は、販売店からの啓発というのがメインになっているのでしょうか。

【伊貝委員】

日本コンタクトレンズ協会は、販売店も会員にいますが、主に、コンタクトレンズの承認を持っている医療機器製造販売業者が主体です。

販売店すべてを網羅してはいませんので、製造販売業者から、つながりのある販売業者を通じて啓発資料等を配布する状態は作れているんですが、そこから実態的に、どこまで購入者に情報が行きわたっているかは、正確には把握できていません。

【宮本委員長】

協会に加入しているメーカー（製造販売業者）の販売店には配布されているけれど、加入していない販売店もいらっしゃいますから、そこまでは啓発資料はいきわたっていないですよ。

【伊貝委員】

そうですね。

カラーコンタクトレンズ業者はあまり加入していないので、難しいところです。

【事務局】

先ほどの日本眼科医会のデータでも、カラーコンタクトレンズのインターネットでの

購入が非常に多い。インターネットの購入ですと、紙媒体での啓発資料の配布ができないので、情報提供が不十分になりがちになりますよね。ですから、それ以外の方法で、インターネットで購入する前に、購入者に教育をしていかないといけない、そういう見方もできますよね。

【事務局】

いままで、いろいろお話を伺いまして、啓発の方法は、一つの方法でなければならないということはないので、例えば、コンタクトレンズ実際に使っていたり、これから使いたいと、保健室に来た子どもたちには、紙媒体の啓発資料を配って説明する。

使用したことのない児童は保健室に相談することがないかもしれないので、お薬教室等で全体教育の中で、パワーポイントなどを用いて説明して、動機づけをする、そういう資料があるなら見てみようかと、誘導していくやり方も考えられるということですね。いろいろなお意見いただき、ありがとうございました。

【宮本委員長】

それでは、啓発方法については、事務局でご検討のほどよろしくお願いします。

では、次に啓発冊子案について、事務局からご説明をお願いします。

(3) コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法の検討についてのうち、「啓発冊子（案）について」

【事務局】

- ・ 議題2「コンタクトレンズの適正使用に関する小・中学生向け啓発冊子の作成と周知方法の検討について」のうち、「啓発冊子（案）」について説明。
- ・ 実際の冊子のイメージ案ということで素案を用意しているので、これに対してご意見をいただきたい。
- ・ また、コンタクトレンズ協会などが作成している、既存のリーフレット等も事前に集めて持ってきているので参考にさせていただきたい。
- ・ コンタクトレンズを「はじめて使う」をポイントに、コンタクトレンズの正しい知識、定期受診の重要性などを盛り込んだ冊子にすることを予定している。
- ・ 先ほど紹介した日本眼科医会の調査の実施状況なども参考にさせていただき、掲載内容について委員の先生方にご意見をいただきたい。なお、対象は小学5年生、6年生、中学生としている。
- ・ 内容は、コンタクトレンズの基本、初回及び継続した定期的な受診による検眼の重要性、異常時の受診、正しい使用方法、誤った使用で起こること、インターネット購入の注意を考えている。
- ・ 形状は、A5サイズぐらいが良いと考えている。カラー刷りを予定。
- ・ 冊子案では、おもて表紙からは、子ども向け、うら表紙からは保護者向けとして、一冊でどちらも見てもらえる資料を参考に作成したのでご覧いただきたい。

- ・ 子ども向けは、子どもに見てもらいやすいことを考え作成し、加えて、持って帰ってもらって家で保護者の方にも読んでもらうために、大人に注意してもらいたい項目も挙げさせていただいている。
- ・ 子ども向けの内容としては、
「コンタクトレンズってなに？」
「眼科（眼医者）に行こう」
「どうやって買うの？」
「コンタクトレンズを使うには」
「正しく使わないと眼によくない」
「眼の調子が悪くなったときは」
の6項目を、わかりやすいよう口語的な表現を用いて説明している。
- ・ 保護者向けのページについては、子ども向けで足りなかった部分を足したいと考えており、内容としては、
「コンタクトレンズのことについて」
「子どもに合った適正なレンズを選んでください」
「正しくケアしているか大人が注意してください」
「定期的な眼科検診と目のトラブルがあるときは必ず眼科に」
「子どもの眼の状態に気をつけてください」
「インターネットで購入することについて」
の6項目を挙げている。
- ・ イラストや症例写真の使用について、また、先ほどお話しいただいた啓発方法の1つとして考える、冊子の配布以外の方法で使用する素材としては、この冊子案そのものを素材とするのか、別の物を作るのか、などについてもご意見いただきたい。
- ・ 素案の前半一部分では、会話形式をイメージできるようなイラストを盛り込んだ案の形としている。
- ・ まずは、記載項目は足りているか、内容は適切か、また具体的な掲載内容についてどのように表現をしたらよいかなど、委員の先生方には自由にご意見をいただきたい。

《意見交換》

【宮本委員長】

ご説明ありがとうございます。みなさんからご意見いただいて、いい方向に持っていきたいと思いますのでお願いします。

【事務局】

まず項目について、いかがでしょうか。

【宮本委員長】

「どうやって買うの？」という項目については、例えば、「新しいコンタクトレンズを

買いたいときは」といったようにして、まったく初めて買う時だけでなく別の種類の新しいコンタクトレンズに替える時、**1 Day** タイプのものから **2 Week** タイプのものに変えたいときなどに、まずは眼科に聞いてみようという風に持っていきたい。

この項目の内容の中に、「買う場所は眼医者さん」とありますが、ちょっとひっかかります。眼科で処方せんや指示書を発行して、販売店で購入する場合もあれば、交付という考え方もあって、コンタクトレンズを眼科で直接交付する場合があります。

「買う場所は眼医者さん」という記載は省いて、「まずは、眼医者さんに相談しよう」、「周りの大人にも相談してから買おう」とするのはどうでしょうか。

また、「コンタクトレンズのお店で買う」などの、買う場所を限定した言い回しは避け、「眼医者さんで診てもらった結果の指示に従おう」とか、そういった言い方にしたほうがいいと思います。

それから、「買うときは、お店の人に使うときの注意を聞く」とありますが、眼科でもある程度まずは指導しています。コンタクトレンズをよく知ったお店の方でないと説明は難しいのではないかと、単なる販売店の店員に聞いても答えられない場合もあるのではないかと思うので、他の表現に代えることでできればと思います。

それから、細かい部分になりますが、次のページの「コンタクトレンズを使うには」の項目中の「手を洗ってから」は、「絶対せっけんで手を洗ってから」なんです。

「1週間、2週間や1ヶ月で交換するものは、毎日はずして、きれいに洗って保存液につけること」という内容についても、コンタクトレンズだけでなく、ケースも洗ってもらう必要がありますし、ケースの乾燥や、ケースをすすいでからレンズを入れないといけないとか、細かにあります。

私たち眼科では、そういう風な指導をして、レンズを購入するようにはしてもらっていますが、ケアについてどこまで記載するかは話し合う必要があります。

【事務局】

基本的に使い捨ては、1日使い捨て、**1 Day** タイプのものでしたらはずしたらそのまま捨てるということになりますが、使い捨てでも1週間とか**2**週間使えるものもあるんですか。

【宮本委員長】

連続装用で一週間使って捨てるというコンタクトレンズも特殊ですがありますね。ただ、一般の人はほとんど使用することはないと少ないと思います。

【事務局】

使い捨てではない、**2**週間とか1カ月交換などのレンズの場合は、毎日、はずしたら洗って、保存するという流れになりますが、その場合は、保存するケースをきちんと洗って、乾燥させて、レンズははずしたらこすり洗いしてきれいな状態で、ケースに入れなれないといけないということが一連の流れとして必要ということですね。

【宮本委員長】

そうですね、ケースを洗うということも重要視しないといけない。また、ケースは乾燥させるとか、使用しているケース自体も、何年も使っている方もおられますが、定期的に交換する必要があります。

【事務局】

いわゆる「使い捨てコンタクトレンズ」が市場を占めているということなんですが、使い捨て、というのは、**1 Day** だけでなく **2 Week** といった使用期間が定められていてその期間中は、はずして洗うタイプのコンタクトレンズも「使い捨て」になるのでしょうか。

【宮本委員長】

言葉の問題なんですが、基本的に「使い捨てコンタクトレンズ」というのは、外したら捨てるもののことを言います。

ただし、配っていただいた日本眼科医会の調査資料の中では、2週間頻回交換ソフトも「使い捨て」に含んでしまっているのややこしいですが、本来の「使い捨て」というのは、1度ははずしたら使えないものというのが基本だと思います。

使い捨ての場合には、1回ははずしたら捨てる、絶対二度使いはダメということです。

【事務局】

そうすると、「コンタクトレンズを使うには」の項目の中では、使い捨ての場合には、1回ははずしたら必ず捨てる、二度使いはダメと。

交換するものについては、「毎日はずして保存するもの」とか、言葉の使い方を考えないといけませんね。

【宮本委員長】

「使用期限が決められているもの」とかでしょうか。

使用期限があるものは、基本的に毎日ケアをしないといけないということになります。

【伊貝委員】

これから使う子どもたちは、使用期限の長いタイプはあまり使わないのではないのでしょうか。

【宮本委員長】

2週間か長くても1カ月が主流でしょうかね。

言葉としては、本当は「頻回交換」か「定期交換」という言葉を使うんですが、子どもにはわからないでしょうから、2週間とか1か月という表現で良いと思います。

ケアして使うタイプでは、2週間交換タイプが一番多いと思います。

【事務局】

一定の期間で交換するものは、毎日はずしたら、レンズ・ケース両方をきれいに洗ってケアするということは、やはり盛り込んだ方が良いということですね。

【伊貝委員】

コンタクトレンズの種類についての項目を設けたらどうでしょうか。

「こういう種類がありますよ」という紹介をした後に、「コンタクトレンズを使うには」に続けていくのはどうでしょう。

コンタクトレンズの種類について知識がないから、1 Day だろうがなんだろうが、あんまり気にせず使うのだと思います。

【事務局】

ハードやソフトの違いがあったり、ソフトの中にも、使い捨てがあったり交換するものがあることについて簡単にわかりやすい言葉で説明を入れようと思います。

そうすることで、使い捨てだったら、こうしないといけない。2週間や1カ月で交換するタイプのものだったら、毎日きちんとケアしないといけないよ、という形で、結びつけて書く方がわかりやすいということですね。

【宮本委員長】

種類についても、知識がないですから、そこも伝えた方がいいと思います。

【事務局】

伊貝先生に伺いたいのですが、コンタクトレンズメーカーさんで既に、いろいろな資料が作成されていますね。

中には、日本学校保健会と、あるメーカーさんとが協力して作られたものもあるんですけども、メーカーさんで作られている資料等と、私どもが今作成しようとしている啓発冊子案を見比べていただいて、「これは既に似たようなものがあるよ」という印象は受けられますか。

【伊貝委員】

あります。

メーカーというのは、どうしても自分たちのイメージがありますので、メリットといえますか、自分たちの製品の特性上良い点などをまず伝えたいという使用を、という形になると思うのです。

コンタクトレンズは医療機器ですので、基本的には添付文書があります。今あげられたことは、添付文書に必ず記載があります。

添付文書はレンズに対して必ず添付されているのですが、学術的な要素が多く、読みやすいようにメーカー側が工夫していても、とっつきにくいのが現状です。

ですので、とっつきやすいように、まとめることは賛成です。そういったものがないと、しっかり読んでいただけることはきっとないのではないかと思います。

【事務局】

今、先生がおっしゃって下さった、使用上の注意や、患者向けの使用ガイドのようなものは、製品にくっついて、使用者の手元に行きますよね。製品にくっつかない形の啓発というのは、なかなか広がっていかないと考えてよろしいのでしょうか。

というのも、既に、いろんなメーカーさんが作っている資料があるので、その資料の周知が十分ではないから、子どもたちの理解が十分でないのか、メーカーさんが作成された資料では不足している情報があるから、それを補ったものを啓発していかないといけないのかといったあたりを整理して、不足している情報があれば、それを子どもたちに伝えなければいけませんし、メーカーさんが作成している資料では情報量が多すぎて、理解が十分に得られないということであれば、ポイントを絞って、例えば、「コンタクトレンズを正しく使うために眼科の受診をまずはしてください」といったことを全面的に出して簡単な資料を作るというのも一つのやり方ではないか、と考えています。

既存のものがあるのであれば、既存のものを利用していいのではないかと、意見があるかもしれませんので。

【伊貝委員】

個人的な意見としては、患者さんは添付文書をほぼ見ていないだろうと思います。とっつきが悪いのが一番の理由だと思います。

厚生労働省の指導要領の中で、添付文書の書き方の例示がありますので、それに伴ってしっかり書いて、情報量をきちんと載せようとする、細かい文字の形態になってしまいますので、読みやすい啓発冊子は必要だと思いますが、添付文書とどう合わせるかは悩みどころだと思います。

【事務局】

添付文書にはたくさんの情報があり、注意事項についても詳しく書かれていますので、すべてを入れようと思うと、情報が多くなって読みにくいものになりますね。

文字が多いと、色やイラストを入れて工夫をしてもとっつきが悪くなってしまって、さらっと流されてしまう感じになってしまうようなところはあるのかな、と受け止めたんですが。

啓発という面から、避けて通れない文言とか内容はあると思うんですけど、それを盛り込んで、かつとっつきをよくすると、最低限必要な部分を決めないといけませんね。

メーカー側として、「こういった部分はある」というのはあるのでしょうか。

【伊貝委員】

最低限をどうするかが、難しいところです。

【事務局】

まずは、興味を持ってもらう、というところですよ。とっつきどころが非常に大事だと思いますので、例えば、先ほどおっしゃっていただいた「コンタクトレンズの種類って、こんなにあるんだよ」というのも、興味を引く部分になるかもしれませんね。

何か興味を引くような情報を加え、添付文書ほど詳細な情報を入れるのではなく、要点だけ、簡単にし、これだけは絶対に守って欲しいという大事なところを冊子にしていく、という考え方で進めると、既存の資料とは少し違う冊子になるのではないかと思います。

ます。

【伊貝委員】

小学生、中学生には、どういったものが一番ヒットするんでしょうね。

【宮本委員長】

今までメーカーさん等が出されている資料は、中高校生向けで、わりと細かい文章で書いてあって、小学生には無理だと思います。

はじめて、これから使うことを考えていく前に、小学生にも知識として知ってもらおうということは、これまでの啓発とは、また違った意味を持っていて、いいのではないかと思っています。

【事務局】

既存のものは、文章や絵柄を見ても、中高校生向けのものですので、切り口としては、「対象の学年を下にして」というところは、既存のものとの差別化をはかれるのではないかな、といったところでしょうか。

【谷澤委員】

小学生だと、もし家族の中でコンタクトレンズを使用している人がいなければ、コンタクトレンズ自体がどんなものかわからないかもしれない。

コンタクトレンズの正しい装着の仕方、はずし方といったことも図解で入れれば、「あ、こうして使うんだ」というようにわかってもらえるのではないのでしょうか。

例えば、「くすりの正しい使い方講座」をするときには、錠剤とか粉薬といったお薬の実物を持っていきます。同じように、コンタクトレンズも、「こういうものだよ」と見せないとなかなかピンとこない子もいるかもしれない。

【事務局】

小学生、高学年といえども、まだ少し遠い世界のものという感じで、実際に自分が目が悪くなって、コンタクトレンズにしようかなという話になって初めて知る、というようなことかもしれませんね。

【谷澤委員】

カラーコンタクトレンズも出てきているので、興味を持っていることは事実だと思いますが。

【事務局】

既存のものとの差別化を図るということも命題ですので、既存のものとはターゲットが違うというところで、対象年齢を下げた、わかりやすいものを作るという方向性で進めていきたいと思います。

【宮本委員長】

他に何かありますか。

【事務局】

予算の関係上、使用するイラストについては、フリー素材を使用していますが、何か

ご協力いただけるようなものはありますか。

あと、眼障がいの症例の写真について、日本コンタクトレンズ協会さんのホームページにアップしておられますが、使用させていただくことはできますか。

【伊貝委員】

各メーカーが所持しているデータを、許可を得て掲載しています。

【事務局】

協会としては、各メーカーさんに了解をとって、使用目的を限定して使っておられるのでしょうか。

【伊貝委員】

公表しているものですので、使用していただくことはできると思います。

協会で使っているものについては、啓発冊子に使用できるように依頼しておきます。

【事務局】

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

写真はやはりかなりインパクトがありますので、「こんな風になりたくないな」と結びつき易いので使わせていただきたいと思います。

【事務局】

教育庁にお聞きします、子どもたちは眼障がいの症例写真は大丈夫でしょうか。怖がって、委縮しませんか。

【事務局（教育庁）】

私が中学生向けに作成した保健だよりでは、症例の写真を載せましたので、大丈夫だと思います。子どもたちに配る資料は白黒ですが、各教室に 1 枚、カラーで印刷したものを配付し、それをもとに担任の先生に保健指導してもらったこともありました。

中学生になると、カラーコンタクトレンズを医師の指導もなく、雑貨店などで買って、使用する子ども出てきて、生徒指導面でも課題であり、実際に、健康障がいになることも多くあり、症例写真は啓発には有効だと思います。

【事務局】

はっきりわかるように、知ってもらうために出すことが啓発には重要、ということですね。

【事務局（教育庁）】

先ほど、既存の資料と差別化をはかる必要があると話が出ていましたが、確かにいろいろな資料が出ているんですが、子どもたちに配ろうと思った時に、手に入れないと配れないわけで、例えば、ホームページに載せていただければ、必要な時にその都度、学校現場で印刷して配ることができ、子どもたちにも早く渡してあげることでもありますので、こういった資料を作って啓発するのは、意味があると思います。

【事務局】

日本コンタクトレンズ協会さんのほうでも、資材として、ホームページからダウンロ

ードできますし、申し込めば資料も送ってもらえるようになっています。知られていない、ということもあるかもしれませんね。

ですので、わざわざ冊子を配らなくても、ホームページにそういった啓発資料があることを、お知らせすることで、先生方で判断して、ダウンロードして使用していただくことは可能ということですね。

使い方などについても、ご意見をもとに事務局側で検討させていただきます。

時間も迫ってまいりましたので、冊子のデザインや、文章の表現方法など、全体的なトーンや色使いなども、見ていただいて何かありましたら、次回、開催までの間に個別にご意見いただく際にお聞きするという進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【谷澤委員】

最後に、学校薬剤師など教育する側への講習会についてですが、コンタクトレンズは高度管理医療器ですので、薬剤師会で行っている販売業等の管理者の継続的研修の中で、講習の1コマとして、啓発のための講習会をしてもらうことができますし、また、学校薬剤師部会でも年に2回、講習会の場がありますので、その機会に盛り込むことができますので、是非、薬剤師の先生方にもコンタクトレンズの知識を浸透させたいと思います。

【宮本委員長】

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様方には、ご協力ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

3. 閉会

【事務局】

- ・ 議事録については、事務局で作成し、送付予定。
- ・ 第2回のワーキンググループの開催は、10月の中旬ごろを予定。後日メールで、日程調整の連絡をさせていただく。
- ・ 閉会の挨拶